

指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付けについて

【義務付けられている研修】

1 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）

（１）代表者

認知症対応型サービス事業開設者研修

（２）管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

（３）計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）

（４）当該事業所が短期利用の指定を受ける場合

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症介護実践研修（実践リーダー研修）

2 認知症対応型通所介護事業所（認知症対応型デイサービス）

（１）管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

3 小規模多機能型居宅介護事業所

（１）代表者

認知症対応型サービス事業開設者研修

（２）管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

（３）計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（※）

4 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(1) 代表者（代表者が保健師又は看護師の場合は除く）

認知症対応型サービス事業開設者研修

(2) 管理者（管理者が保健師又は看護師の場合は除く）

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

(3) 計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（※）

※ 認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症介護実践研修（実践リーダー研修）を受講するためには、「認知症介護実践研修（実践者研修）」又は「認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程）」を修了していることが必要です。

※ 令和6年度より認知症介護実践リーダー研修については、施設・事業所等において、サービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士の資格を取得した日から10年以上かつ、1800日以上の実務経験を有する者（令和9年3月31日までの措置予定）も対象になります。